



感謝を込めて！ 平成25年度敬老会 開催

今月のわだい

- 平成24年度決算状況 … 2ページ
- イベント案内…………… 6ページ
- TOPICS…………… 11ページ



平成25年9月7日（土）に開催しました敬老会。敬老者を代表して健康であること、さらに地域貢献の誓い、敬老会開催の御礼の謝辞を述べる渡邊善範さん。（写真）

関連ページ 12ページ

平成24年度一般会計決算状況

歳入決算額 109億2,093万円(23年度 59億6,048万円)

歳出決算額 105億4,067万円(23年度 56億925万円)

平成24年度一般会計の決算額は、歳入総額109億2,093万円、歳出総額105億4,067万円で、前年度に比べ、歳入で49億6,045万円(183.2%)、歳出で49億3,142万円(187.9%)の増額となり、歳入歳出ともに前年度より約2倍の増額となりました。

歳入決算内訳では、原発事故等避難に伴い、震災復興特別交付税や、復興交付金、更に、県支出金が72億8,139万円の決算で、前年度比316%と大幅な増額となり、これは主に震災復興事業費や民間住宅、公共施設等の除染費用に充てております。

歳出では、除染関連事業に係る経費64億8,311万円で大幅な増額、川内高原野菜栽培工場建設関係で5億8,542万円、企業誘致関連事業で2億7,856万円、定住化促進住宅建設事業で1億4,940万円などの事業を実施しました。

財政の健全化判断比率

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性について、指標等により分析し、比率に応じた早期健全化や財政の再生及び公営企業の経営の健全化に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の健全化に資することを目的として施行され、平成22年度からその状況を公表しています。公表する指標は健全化判断比率及び資金不足比率です。

村の財政状況としては、実質赤字比率、連結赤字比率、将来負担比率では、赤字がないため数値として現れません。実質公債費比率では昨年より0.3%増加の6.3となりましたが、警戒ラインは15%以下であることから問題はありありません。

又、公営企業会計である農業集落排水特別会計の資金不足状況では赤字となっていないため数値として現れません。

健全化判断比率

(単位:%)

	実質赤字比率	連結赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
村の比率	—	—	6.3	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	40.0	35.0	—

いずれの比率においても健全化計画の策定を義務付けされる基準に該当していません。

- ・実質赤字比率:一般会計赤字額の通常収入額に対する割合
- ・連結実質赤字比率:全会計連結した場合の赤字額の通常収入額に対する割合
- ・実質公債費比率:実質的な借入金返済額の通常収入額に対する割合
- ・将来負担比率:借入金及び将来支払う可能性のある負担額の収入額に対する割合

※ 赤字がない場合は「—」(該当なし)として表示しています。

資金不足比率

(単位:千円)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
農業集落排水事業特別会計	—	20

比率においても健全化計画の策定を義務付けされる基準に該当していません。

- ・資金不足比率:赤字額の営業収益の割合

※ 資金不足がない場合は「—」(該当なし)として表示しています。

起債の状況(一般会計)

(平成25年3月31日現在)

起債名	24年度末現在高(千円)	村民1人当たりの借入額(円)	起債名	24年度末現在高(千円)	村民1人当たりの借入額(円)
過疎対策事業債	576,286	207,820	公有林等事業債	26,963	9,723
辺地対策事業債	122,524	44,185	福島県振興基金債	0	0
一般公共事業債	0	0	減税補てん債	21,434	7,730
一般単独事業債	150,354	54,221	臨時財政対策債	1,130,778	407,781
義務教育事業債	167,991	60,581	その他	33,202	11,973
災害復旧事業債	20,930	7,548	合計	2,250,462	811,562

平成24年度一般会計決算状況

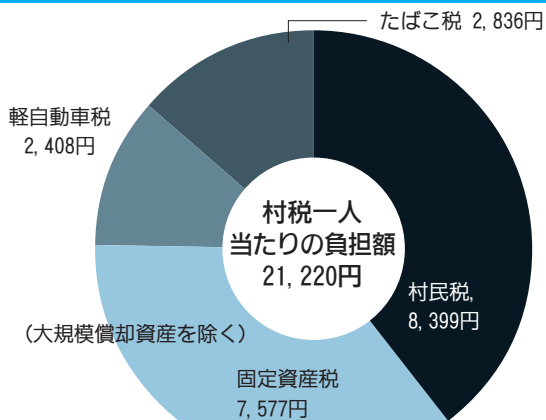
村税等収納実績 (単位:千円・%)

区 分	調定額	収入額	収納率
村 民 税	33, 589	23, 290	69. 3
固定資産税	369, 997	361, 845	97. 8
軽自動車税	7, 391	6, 677	90. 3
た ば こ 税	7, 865	7, 865	100. 0
特別土地保有税	0. 0	0. 0	0. 0
計	418, 842	399, 677	95. 4
国民健康保険税	27, 421	3, 335	12. 2
介護保険料	1, 311	58	4. 4

会計別決算状況 (単位:千円)

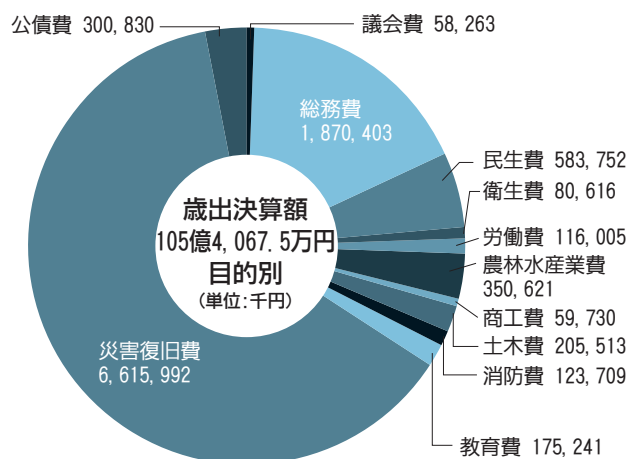
区 分	予算額	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引	24年度繰越額	実質収支
一 般 会 計	14, 075, 996	10, 920, 933	10, 540, 675	380, 258	97, 663	282, 595
国 保 会 計	648, 514	650, 385	584, 818	65, 567	0	65, 567
直 診 会 計	167, 706	146, 153	137, 135	9, 018	3, 000	6, 018
農 集 排 会 計	163, 930	169, 979	131, 210	38, 769	20, 000	18, 769
介 護 会 計	419, 919	420, 358	404, 709	15, 649	0	15, 649
介護サービス会計	881	855	844	11	0	11
後期高齢者医療会計	93, 183	85, 286	84, 595	691	0	691
計	15, 570, 129	12, 393, 949	11, 883, 986	509, 963	120, 663	389, 300

村税一人当たりの負担額



平成25年3月31日現在

歳出決算額



(単位:千円)

自主財源 1,467,271 (13.4%)	依存財源 9,453,662 (86.6%)			国庫支出金 232,809 (2.1%)
村税 399,677 (3.7%)	地方交付税 1,666,297 (15.3%)	県支出金 7,281,389 (66.7%)	村債 144,973 (1.3%)	地方譲与税外 128,194 (1.2%)
財産収入 11,039 (0.1%)				
諸収入外 1,056,555 (9.7%)				

基金の状況

(平成25年3月31日現在)

基金名	24年度末 現在高(千円)	村民1人当りの 積立額(円)	基金名	24年度末 現在高(千円)	村民1人当りの 積立額(円)
土 地 開 発 基 金	60,000	21,637	川内村ふるさと応援モリタロウ基金	12,454	4,491
特 別 導 入 事 業	7,565	2,728	過疎地域自立促進特別事業基金	70,000	25,243
財 政 調 整 基 金	1,099,112	396,362	川内村東日本大震災復興基金(電源)	87,797	31,661
育英奨学資金貸与基金	160,047	57,716	川 内 村 復 興 基 金	678,359	244,630
減 債 基 金	9,144	3,298	川内村復興基金(ブランドイメージ回復)	41,480	14,959
水田農業確立特別対策基金	5,699	2,055	川内村のあしたをかえる交付金基金	141,758	51,121
ふるさと教育文化振興基金	12,214	4,405	国民健康保険給付費支払準備基金	39,247	14,153
地 域 づ く り 振 興 基 金	95,304	34,369	川内村介護保険財政安定化基金	603	217
地 域 福 祉 基 金	127,295	45,905	介 護 給 付 費 準 備 基 金	24,422	8,807
中山間ふるさと水と土基金	10,094	3,640	川内村農集排施設維持管理準備基金	10,456	3,771
公共施設建設準備及び維持管理基金	1,186,053	427,715	合 計	3,880,541	1,399,402
交流施設維持管理準備基金	1,438	519			

「避難解除区域等」及び「企業立地促進区域」における 固定資産税の減免措置の実施

1 要件

●対象となる事業者

(1) 既存事業者について

次の要件を全て満たす事業者は、課税の特例を受けることができます。

要件① 避難解除区域等において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと。

要件② 「避難指示の対象となった区域」に平成23年3月11日において事業所が所在していたこと。

(2) 新規事業者について

次の要件を全て満たす事業者は、課税の特例を受けることができます。

要件① 「避難解除等区域復興再生事業」を実施する個人事業者又は法人であること。

要件② 企業立地促進区域内において、事業用設備等への投資や雇用を行うこと。

○避難解除区域等とは、避難解除区域（緊急時避難準備区域含む）、避難指示解除準備区域及び居住制限区域をいいます。

2 対象となる施設等

●**既存事業者**（県から確認を受けた「既存事業者」であること）

平成25年5月10日から平成28年3月31日までの間に取得した施設等

●**新規事業者**（県から認定を受けた「新規事業者」であること）

平成25年6月10日から平成28年3月31日までの間に取得した施設等

3 減免内容

●固定資産税

新・増設した設備等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の固定資産税について、新たに課税されることになった年度から5年度分を課税免除又は不均一課税します。

※土地については、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限ります。

4 手続き

○申請窓口

●固定資産税……………川内村役場住民課

○申請書等の具体的手続

申請書の入手方法や添付書類の内容等、手続の詳細につ川内村役場住民課の窓口までお問い合わせください。

○申請期限（既存事業者・新規事業者 共通）

固定資産税……………適用を受けようとする年度の初日の属する年の3月20日までです。

<照会先>

川内村役場住民課税務係

〒979-1201

福島県双葉郡川内村大字下川内字早渡11-24

電 話:0240-38-2113

FAX:0240-38-2116

川内村税特別措置による課税免除の取得期間が延長

過疎地域における課税免除及び原子力発電施設等立地地域における不均一課税の取得期間が平成27年3月31日まで期間を延長しました。

また、企業立地促進法において定められた集積区域において、当該同意の期日が平成26年3月31日まで延長することになりました。

なお、細部は川内村役場住民課税務係 ☎0240-38-2113まで照会ください。



震災復興のための復興特別税

東日本大震災からの復興に当てる財源の確保を目的として所得税、住民税、法人税に上乗せするという形で復興特別税が実施又は予定されています。

所得税

平成25年分の所得税から「復興特別所得税（復興増税）」として、所得税額に2.1%が上乗せされます。

期間は平成25年から平成49年までの25年間となります。

課税される「所得税額」とは、確定申告等によって納付する「申告所得税」と会社等に勤め毎月納めることとなる「源泉所得税」です。

個人住民税

個人住民税には、所得割額と均等割額がありますが、今回の復興増税としては均等割額が対象となり現行の4,000円（村民税3,000円、県民税1,000円）に1,000円が上乗せされ5,000円となります。

期間は平成26年6月から10年間です。

法人税

法人税率及び中小企業の軽減税率を引下げた上で「復興特別法人税（復興増税）」として、10%が上乗せされますが、実質法人税は減少することになります。

期間は平成27年3月までとなります。

年金だより

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします！

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から収める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

- 一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より先に経過した（古い）月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。
- 「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。
- 「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月分から納めることができます。
- 「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることになります。

※追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所までお願いします。

2013かわうち復興祭開催のご案内

昨年夏に開催した『かわうち復興祭』を今年も開催します。

今年は、水稻やそばの作付開始、植物工場野菜の出荷など「農」の復興が力強く進んでいることから、料理の達人でタレントのグッチ裕三さんによる川内の食材を使った簡単で美味しい料理の実演や楽しい歌のイベント、有名料理人監修による川内村の食材を使ったオリジナルメニューの試食販売、川内村を応援して下さる各地のご当地グルメの出店など「農と食」に関するイベントを中心に、また子どもにも大人気「それいけ！アンパンマンショー」や子どもたちによるアートプロジェクトの作品披露など、子どもからお年寄りまで幅広い世代が楽しめる企画となっています。

村民みんなで「川内村」を盛り上げ、復興を加速させるイベントとなるよう、ご家族・ご近所お誘い合わせのうえ、ご来場ください。皆様のご来場をお待ちしております。

- 日 時 平成25年10月20日(日) 午前10時～午後3時
- 場 所 川内村「いわなの郷 体験交流館」
- 駐車場 川内村総合グラウンド
※いわなの郷まで送迎バスを運行します。
- 内 容
 - ・グッチ裕三クッキングショー
 - ・各種ステージパフォーマンス
 - ・それいけ！アンパンマンショー、握手会
 - ・川内の子供達によるアートプロジェクト
 - ・川内村食の出展ブース
 - ・かわうち応援出店ブース

■問合せ

「2013かわうち復興祭」実行委員会事務局

川内村復興対策課 復興係

☎0240-38-2112



※時間・内容は変更となる場合もあります。

第4回 川内村いのちの森づくり 植樹祭の開催

「森を蘇らせる男」と呼ばれる宮脇昭氏のご指導のもと、混植・密植型の植樹を行います。参加は無料です。お気軽にご参加ください。

- ◆日 時 10月13日(日) 午前10時～
- ◆場 所 旧第二小学校 のり面
- ◆準備するもの
 - 汚れてもかまわない服装
 - 雨天決行のため雨具
 - (悪天候や警報発令の場合は中止)

飲料
※スコップと手袋は主催者で用意します。小学生以下の方は、保護者同伴でご参加ください。

- 申込先・問合せ 川内村商工会
☎0240-38-2265
- 主催 川内村NPO協働センター
- 共催 国土緑化推進機構
毎日新聞社・川内村



「ふたばワールド2013 ～一緒に創ろう…ふたばの明日!!～」開催

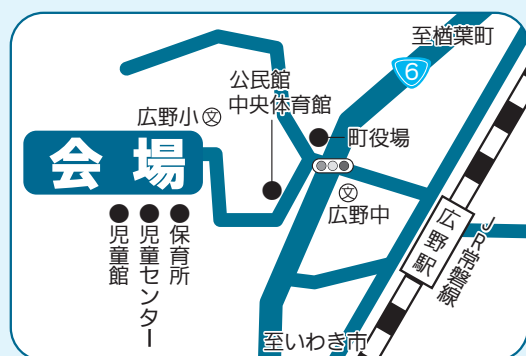
双葉郡8町村による交流イベント「ふたばワールド2013」を広野町で開催します。双葉郡の皆様が一同に会する貴重な機会ですので、ご家族・ご近所お誘い合わせのうえ、ご来場ください。皆様の来場をお待ちしております。

- 日時 平成25年10月19日(土) 午前10時～午後3時
- 場所 広野町総合グラウンド(双葉郡広野町中央台一丁目5番地)
- 内容
 - ・ふたばの“大鍋”復活プロジェクト
 - ・ステージパフォーマンス「ふたば伝承隊」
 - ・まるごとふたば体験工房
 - ・ふたば地方なう。(復旧・復興に関する展示・PR、住民交流の場)
 - ・来場者送迎バスツアー「ふたばへGo!!」

■問合せ

「ふたばワールド2013」実行委員会事務局

☎024-521-8023



無料送迎バスツアーのご案内

募集人数 先着1,600名

集合・出発場所には、四倉鬼越仮設、ビッグパレットふくしま、富田町若宮前仮設などもあります。お申し込み後、旅行会社より確認のご連絡をさせていただきます。

各コース定員以上となった場合は、キャンセル待ち受付となります。

■申込期限 平成25年10月7日(月) 必着

期限以降の申込みは、「トップツアー株式会社福島支店☎024-523-4451」へ事前に確認をお願いいたします。

■申込方法

申込はがきに、必要事項をご記入のうえ、郵送願います。

申込はがきは、川内村役場復興対策課窓口にあります。必要の際は、☎0240-38-2112までご連絡ください。

第12回

双葉地方広域消防職員 意見発表会のお知らせ

第12回双葉地方広域消防職員意見発表会が開催されます。

「守れ尊い命」消防活動現場から若き消防隊員の「生」の声を聞き下さい。

◆日時 平成25年11月13日(水)

午後1時30分～3時

◆場所 川内村コミュニティセンター

大ホール

◆発表者 消防職員5名

◆主催 双葉地方広域市町村圏組合

消防本部

◆その他 入場は無料です

■問合せ 双葉地方広域市町村圏組合

消防本部 総務課

☎0240-251-8523

※来場される方は、予め右記問合せ先へ人数等の連絡をお願いいたします。



10月の賠償金請求に関する 東京電力(株)相談窓口の開設

東京電力(株)では、次の日程で賠償金請求に関する相談窓口を開設しています。相談にあたっては、東京電力(株)から郵送された「賠償金請求のご案内」などの関係資料をご持参ください。

①川内村コミュニティセンター

(1階会議室)

◆日時 10月10日(木)、24日(木)

午前9時30分～午後4時

◆②郡山市 稲川原仮設住宅集会所

◆日時 10月10日(木)、23日(水)

午前9時～午前11時

◆③郡山市 若宮前仮設住宅集会所

◆日時 10月10日(木)、23日(水)

午後1時～午後4時

◆④郡山市 南1丁目仮設住宅集会所

◆日時 10月7日(月)、20日(日)

午前9時～午後4時

◆⑤いわき市 四倉鬼越仮設住宅談話室

◆日時 10月6日(日)、26日(土)

午前9時～午後4時

■問合せ 東京電力(株)コールセンター

☎0120-926-404

午前9時～午後9時

原子力災害に備えた 防災計画を策定

村では、6月に川内村地域防災計画(原子力災害対策編)を策定しました。この計画は、原子力災害時の対策について、村やその他の防災関係機関などがとるべき措置を定め、これらの機関との総合的・計画的な業務遂行により村民の皆さまの安全と安心を確保することを目的としたものです。

内容は、災害の想定や避難計画の対象となる範囲を定めた「総則」、予防体制や原子力災害の事前対策を中心とした「原子力災害事前対策」、災害時の避難誘導に関する措置定めた「緊急事態応急対策」などから構成されています。

今後の取り組み

村内全域が村外への避難を想定した広域避難計画を県との調整のもと策定します。

『特別警報』の発表を開始 します

気象庁では、平成25年8月30日から、新しく「特別警報」の運用を開始しました。特別警報とは、「平成23年7月の新潟・福島豪雨」のような数十年に一度あるかどうかの豪雨や津波などが

予測され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、気象庁が最大限の危機感・切迫感を伝えるため発表するものです。特別警報の発表を知ったら、ただちに命を守るための行動をとってください。

なお、特別警報が発表されるまで安全というわけでは決してありません。警報が発表された段階でこれまで通り十分な警戒が必要です。

特別警報の詳細は、気象庁ホームページでご確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/index.html>

■問合せ

気象庁 福島地方気象台 防災業務課

☎024-534-0321

借上げ住宅契約期間

☆県外借上げ住宅の供与期間は
都道府県毎の対応となります。

■照会とは各都道府県に問い合わせを

現在、本村から県外へ避難されている方々へは災害救助法により応急仮設住宅として各都道府県の借上げ住宅が提供されておりますが、各都道府県に

より供与期間が異なります。
各都道府県の供与期間等の対応については、各自必要な方は各都道府県の担当部局へお問い合わせ願います。

例：東京都の供与期間は 入居日から

3年間

埼玉県の場合は 平成26年3

月末まで

■問合せ

住民課住民係

☎0240-38-2113

郡山出張所

☎024-946-0880

「食品と放射能に関する説明会」 開催のお知らせ

村では、各行政区において食品等の放射能検査を実施しておりますが、それに併せ利用者の皆様に、より放射能に関する知識を深めていただくため、次の日程で説明会を開催いたします。ぜひご参加ください。

○日時 平成25年10月9日(水)

午後1時30分～3時30分

○場所 コミュニティセンター

■問合せ 復興対策課復興係

☎0240-38-2112

平成25年度 川内村消防団秋季検閲式開催

■日 時 平成25年10月27日(日)
午前10時～

■場 所 川内村村民体育センター

※午前7時に消防団招集のサイレンを鳴らしますので、火災と間違わないようにお願いいたします。

人権相談所の隔月開設のお知らせ

いわき人権擁護委員協議会のご厚意により偶数月の第1木曜日に人権相談所を開催しております。

人権相談所は、さまざまな問題を解決するための最初の窓口として、経験豊富な相談員が相談者に合った解決法を提案いたします。

些細な問題でも構いませんので、お気軽にご相談下さい。秘密は守られます。

10月の開催日

平成25年10月3日(木)

午前10時から午後3時まで

「コミュニティセンター」

1階小会議室

■問合せ 住民課住民係

☎0240-38-2113

「全国一斉！法務局休日相談所」 開設のお知らせ

法務局では、行政サービス向上の一環として、法務局で取り扱う各業務について、気軽に相談いただけるよう「全国一斉！法務局休日相談所」を開設します。

相談は無料で、秘密は守られます。

■日 時 平成25年10月6日(日)

午前10時から午後3時

■場 所

●福島地区

福島駅前「中合デパート」

●相馬地区

「イオンスーパーセンター南相馬店」

●郡山地区

郡山駅前「ビッグアイ」7階

●白河地区

「イオン白河西郷店」

●会津地区

「生涯学習総合センター(會津稽古 堂)」

●いわき地区

「イオンいわき店」2階

■内 容 不動産・商業登記の手續、土地の境界問題、遺産相続、地代・家賃等の供託、戸籍・国籍の問題、夫婦・

家庭内の問題、成年後見、公証に関すること、お年寄り・子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシュアル・ハラ

スメント、障害者の差別問題、風評被害による人権問題など

■担当者 法務局職員、司法書士、土地家屋調査士、公証人、人権擁護委員

■問合せ 福島地方法務局 総務課

☎024-534-1941

10月21日～27日「行政相談週間」 一日行政相談所を開設します。

10月21日から27日の一週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、役所(国、県及び市町村)や特殊法人等の仕事に関して、苦情や困っていること、心配なこと、わからないこと、要望したいことなどについて相談に応じその解決をお手伝いするものです。

行政相談員はいつでも自宅などで相談に応じていますが、次の日程で行政相談所を開設します。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご利用ください。

■行政相談日 10月23日(水)

■時 間 午前10時から午後3時まで

■場 所 「コミュニティセンター」

■行政相談委員

遠藤 公一(上川内字久保)

☎0240-38-2609

「法テラスふたば」の相談が 充実されました

毎月2回税理士・土地家屋調査士・建築士・社会保険労務士・行政書士・社会福祉士による相談が新たに加わりました。詳しい日程等につきましては、法テラスふたばまでお問い合わせください。なお、平成23年3月11日に県内にお住まいの方や営業所があった方は無料で相談することができますので、お気軽にご利用ください。

■問合せ・申込 法テラスふたば

☎050-3381-3805

自動車点検整備推進運動 期間です

長くご利用のクルマには、細やかなケアが必要です。日頃の点検でクルマの健康管理を心がけましょう。

～安全確保と環境保全は、

車の点検・整備から～

■問合せ

東北運輸局福島運輸支局

☎024-546-0342

福島県自動車点検整備推進協議会

☎024-546-3451

「労使困りごと無料相談会」 のお知らせ

福島県と福島県労働委員会では、皆さんの職場における賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職等に関する労使間の困りごとについて、平日ではご相談が困難な労働者や使用者のために次の日程で相談会を開催します。

相談は無料です。また秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

○10月26日(土)

「県いわき合同庁舎南分庁舎」

○10月27日(日)

「郡山市障害者福祉センター」

相談時間は、午前10時～午後3時。
事前予約も受け付けております。

○休日電話相談会

同26・27日 午前9時～午後5時
☎024-521-7594

■問合せ 福島県労働委員会事務局

☎024-521-7594

今月の納税

村県民税………3期
固定資産税………2期

第1回 日独エッセイコンテスト

明治維新後、日本は様々な分野で世界から多くのことを学んできました。特にドイツからは、科学、エネルギー、医療術等において益々学ぶべき事が生じています。だからこそ今、震災後のライフメッセージを若者たちから世界に伝えたいと、いわき日独協会ではエッセイコンテストを実施します。

【テーマ】「ドイツ国から学ぼう、世界の科学と暮らし方」

【募集対象】 福島県内に生活している中学生・高校生(5名を全額スカラシップでドイツへ招待)

【応募期間】 平成25年10月20日(日)まで

【応募方法】 原稿用紙に(400字)4枚～6枚以内に書き込み、送ってください。締切は、10月20日の消印まで有効とします。

*宛先 〒971-8163

福島県いわき市小名浜中町境7-12

「日独エッセイコンテスト係」

*メール cometcampus2010@yahoo.co.jp

【発表】 平成25年11月4日(月)

【主催】 いわき日独協会

【共催】 学べるコムネット

■問合せ 日独エッセイコンテスト係
☎0246-547243

「寄付ありがとうございます」

モリタロウ寄付金

東京都の千坂和江さんより1万円
神奈川県三瓶十美夫さんより10万円
東京都の井出次男さんより50万円

ご寄付は村づくりなどの事業に活用させていただきます。

※ご寄付いただいた方で、公開について確認ができた方を掲載しています。

「相双ビューロー」 リニューアルのお知らせ

相馬・双葉地方の地域ポータルウェブサイトを「相双ビューロー」が、リニューアルされました。すっきりとした見やすいスリーレイアウトを採用し、「このひま」、「soso kids」等、相双の元気を発信しています。

また、皆様からの相馬・双葉のイベント情報をお待ちしております。

■問合せ NPO法人つくししま

VST相双支部

☎0244-26-3160

メール soso.joho@yumesoso.jp

「いわきのまちをきれいにする 市民総ぐるみ運動」参加のお願い

いわき市では、環境美化に対するモラルの向上を図ることを目的として、この運動が次の日程で実施されます。

いわき市へ避難されている皆様には、市民と一体となった協働作業への積極的な参加をお願いいたします。

○日 程 10月25日(金)～27日(日)

※延期の場合は、11月1日～3日

25日…学校や事業所周辺の清掃

26日…海岸や河川、公園、道路の清掃

27日…市内の全家庭周辺の清掃

○参加方法

①仮設住宅等にお住まいの方が「団体」として参加する場合、事業計画書をいわき市へご提出願います。

②「個人」として参加する場合、お住まいの地区の区長や行政嘱託員、隣組長等に参加の意思をお伝えし地区の住民と一緒に作業を実施します。なお、地区ごとに作業日が異なりますので区長等にご確認願います。区長が不明な場合はいわき市へお問い合わせください。

■問合せ いわき市環境整備課事業係
☎0246-227440

「せびろまの夢 せはせザンヌのセ」展の観覧料減免のお知らせ

喜多方市美術館で、開催されている標記企画展において、喜多方市では、復興支援として観覧料を減免します。

・被災証明書など避難していることが確認できるものを喜多方市美術館の窓口にてご提示ください。

■期 間 10月6日(日)まで

■会 場 喜多方市美術館

(喜多方市押切2丁目2番地)

■時 間 午前10時～午後6時

(最終入館は午後5時30分)

■休館日 毎週水曜日

■問合せ 喜多方市教育委員会文化課
☎0241-24-3821

消防川内出張所からのお知らせ

10月15日(火)に、訓練のため福島県消防防災ヘリコプターが川内村上空を飛行し、午前10時30分頃から約1時間、消防川内出張所及び川内村総合グラウンド付近を飛行します。

訓練中は騒音等が発生し、付近の交通に注意して頂くことも考えられますので、訓練の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

特別養護老人ホーム開設に関する基本協定締結

平成25年9月17日午後3時から川内村コミュニティセンターにおいて、川内村と「医療法人誠励会」の間で特別養護老人ホーム開設の基本協定の締結式が遠藤村長及び誠励会佐川文彦理事長、村議会から西山東二議長の臨席により行われました。

震災前から懸案であった本施設ですが、今回の東日本大震災・原発災害を機に村民との様々な懇談会で再度要望が強く出され、議会からも意見が出されておりました。

震災後川内村の保健福祉に積極的支援を頂いた「医療法人誠励会」に打診の結果、理事会において社会福祉法人の設立と開設の快諾を頂きました。

高齢者福祉の増進、帰村に向けた地域経済の活性化、雇用機会の拡大・復興促進を目的にと今回の基本協定となりました。

協定内容は、用地の確保・造成整備を村が行い、新しい社会福祉法人

が施設建設(80床)と運営を行うもので、相互の協力と地域社会との融和・協調に努める等です。



川内村に図書寄贈

長崎市の浦川秀夫さん など飲食店の皆さんから

長崎市内の飲食店主の皆さんは、街頭募金やチャリティイベントで復興支援金を集められ、本村の子ども達のために、図書591冊を寄贈されました。贈呈式は9月14日に長崎市を訪れた村長に浦川代表から目録が手渡されました。高価な図書寄贈ありがとうございました。



平成25年度 敬老会

震災後、復興をすすめる川内村で平成25年度敬老会が9月7日(土)午前10時から川内村村民体育センターにて、敬老者・来賓等350名の参加で開催されました。

本年の敬老者は75歳以上が651名うち90歳以上は79名です。

式典では、遠藤村長からのお祝いの式辞さらに各老人クラブ代表に敬老祝金の贈呈が行われました。村での最高齢者は行政第三区「井出ヒサさん(103歳)」で、老人クラブ連合会のお祝いの贈呈が行われました。

次に結婚50年を迎えるご夫婦(11組)に福島民報社(編集局市川純一紙面管理部長)からしあわせ金婚表彰が行われました、川内村から記念品の贈呈が行われました。

最後に敬老者を代表して渡邊善範(西郷悠遊会)さんが健康であることさらに地域貢献の誓いと、敬老会開催の御礼の謝辞がありました。

続くアトラクションは川内村芸術文化団体連絡協議会の全面協力で、大正琴の演奏、歌や演舞、スポーツ民謡・川内フラダンスの踊りが披露され、最後に常葉ヒヨットコの飛び入りがあり楽しい一日が盛会に終了いたしました。

大勢の方が来場しました



かわうちフラダンス



しあわせ金婚表彰は11組でした



各老人クラブ代表へ敬老祝金贈呈



キビタンが遊びに来たよ!!

8月28日(水)、キビタン絆育成事業で、かわうち保育園にキビタンが遊びに来てくれました。キビタンと一緒にクイズやダンスで楽しい時間を過ごすことができました。



勝利を誓う 第7回市町村対抗福島県軟式野球大会結団式



9月5日、川内村コミュニティセンター会議室で、第7回市町村対抗福島県軟式野球大会結団式を行いました。体育協会副会長（教育長）から一人ひとりに委嘱状が交付され、「みなさんに期待することは大きいものがあります。時代を創るのは若者です。村代表として、上位目指し頑張ってください。」と激励の言葉があり、川内選抜監督渡辺良仁監督が「村民の皆さんに勝利を届け、少しでも元気になっていただきたい。時代を変えるのも若者です。」と勝利を誓い、力強いことはもいただきました。

お好み焼き おいしかった!!

9月4日(水) 広島県のお好み焼き屋ようき屋本舗さんの佐渡忠和氏が本場のおいしいお好み焼きを、子ども達に焼いてくれました。お好み焼きを焼くところを見学し、おいしくいただきました。おかわりして食べたお友達もいました。佐渡氏は、復興支援で東北の幼稚園・保育園をまわり、おいしいお好み焼きを子ども達に届けているそうです。



9月4日に開催された「相双地区駅伝大会予選会」において、川内中学校男子チームが4位に入賞し、10月2日西郷村で開催される県大会への切符を獲得しました。県大会でも、上位を目指しがんばってほしいと思います。

**福島県中学校駅伝
県大会出場決定**

たくさんの方々のご協力をいただき夏休み楽しく過ごしました 川内村放課後子ども教室



7月29日、福島芸能倶楽部武田友美会長をお招きし、速読教室を開催しました。

子ども達も真剣に聞き入り、本を読む楽しさ、本を早く読んで理解することを学びました。

速読教室後、武田会長によるバルンアートも披露され、楽しい時間を過ごしました。(なかよし館)

7月30日、コープふくしまのご協力により、穂積さん・大越さんによる食育教室が開催されました。サンドイッチやオレンジジュース作りなど体験し、食の栄養など食べることの大切さを学びました。

(なかよし館)



8月1日、日本水泳連盟水泳指導員の渡辺寿一郎先生をお招きし、水泳教室を開催しました。

水泳の基本から水の事故に関する知識も身につけました。

(川内小学校プール)

8月6日、福島大学生渡邊知佳さんによるキャンドル教室がひらかれ、キャンドル作りを楽しみました。一人ひとり、思いのまにキャンドルを作りあげ、たくさんの素敵なキャンドルが完成しました。(なかよし館)

福島大学にご協力をいただき、8月1日から9日まで子ども支援活動のため、大学生の皆さんが、子どもたちと水泳教室やバドミントン教室、マンガ教室など一緒に活動していただきました。

また、最終日には、バーベキューも準備され、子ども達もすごく楽しんでいました。



8月8日、千葉県敬愛高等学校の生徒の皆さんが、震災ボランティア学習を目的として、川内村を訪問。ドミノやボードゲームなどで子供たちと交流を深めていただきました。

子ども達もすごく喜んでいました。(なかよし館)



8月2日、川内村老人クラブ主催による、子ども達との交流会が開催されました。ポケットゴルフや輪投げなど、高齢者VS子ども達で一緒に楽しみ、競い合っていました。

また、スポーツの後は楽しみにしていたスイカ割り、そうめん、鳥の唐揚げなどの昼食も準備され、高齢者と楽しい時間を過ごしました。(川内村村民体育センター)



8月6日～7日の2日間にわたり、いわき市出身の漫画家蛭田充さんご協力により、マンガ教室が開催されました。好きな絵柄を自分たちで書き、または色を塗ったりして、そのままTシャツにプリントしました。

オリジナルTシャツの完成に子ども達も大はしゃぎでした。(なかよし館)



8月8日～9日の2日間にわたり、白河バドミントンクラブの根本和樹先生、寺島和子先生をお招きし、バドミントン教室を開催しました。

バドミントンの基本から体を動かすことの楽しさを学び、精神力も身につけました。(川内村村民体育館)